

生殖補助医療の在り方を考える議員連盟による「特定生殖補助医療法案」が
審議されず通常国会が終了した件について

2025 年 6 月 28 日

公益社団法人 日本産科婦人科学会
理事長 加藤 聖子
臨床倫理監理委員会
委員長 鈴木 直

この度、「生殖補助医療の在り方を考える議員連盟」（会長：野田聖子衆議院議員、以下「議連」）により 2025 年 2 月 5 日に参議院へ提出された「特定生殖補助医療法案」について、通常国会（2025 年 1 月 24 日召集）の会期中に審議されることなく、同年 6 月 22 日の国会閉会に伴い、廃案となる見通しとなりました。

これに先立ち、本会では 2023 年 1 月 5 日に公開シンポジウム「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療について―議論すべき課題の抽出―」を開催し、広く寄せられた意見を集約・整理したうえで、同年 4 月 25 日に開催された「第 23 回 生殖補助医療の在り方を考える議連 総会」において、本会として法案に対する 8 つの要望を正式に提出いたしました。さらに、議連会長の野田聖子衆議院議員、幹事長の秋野公造参議院議員、事務局長の伊藤孝恵参議院議員に対しても、引き続き要望を伝えてまいりました。2023 年 11 月 7 日に開催された「第 25 回 生殖補助医療の在り方を考える議連 総会」においては、本会からの意見と議連が示す法案たたき台（案）との間に、いくつかの齟齬が見られたことから、同年 11 月 22 日には以下の追加要望を提出いたしました。

【本会からの追加要望】

1. 第 4 条に関して、マッチング時に血液型の情報開示を明記していただきたい。未成年のうちに病気や学校生活の中で血液型を知る機会があるため、混乱を避けるためにも必要と考える。
2. 第 7 条の「成年に達したものからの請求により…」との記載について、情報開示年齢を臓器提供意思表示と同様に 15 歳以上へ引き下げることを検討いただきたい。
3. 第 7 条の「省令により身長、血液型、年齢の開示情報を定める」との規定について、提供者が特定されない範囲で性格、体格、趣味、職業などの情報を含む内容への拡大をお願いしたい。
4. 第 7 条の「子に提供する情報についての回答があったときは」という文言を、「提供時に同意された情報を」と改めていただきたい。また、提供者が同意した情報の提供を後に拒否する場合は、その正当性について家庭裁判所が判断する仕組みを含め、今後の制度設計で慎重な議論をお願いしたい。

これらの要望の一部は法案に反映されたものの、本法案の根拠となる厚生科学審議会の報告書（2000 年および 2003 年）から実に 22 年を経て、ようやく 2025 年 2 月に法案提出に至った経緯を鑑み、本会としては法案の早期成立を強く期待しておりました。

法案成立後には、出自を知る権利や「テリング」の具体的な運用についても引き続き改善を求める方針のもと、本会では 2024 年末に「特定生殖補助医療の運用検討小委員会」（他学会、他職種、当事者等を含む）を臨床倫理監理委員会内に設置し、制度の円滑な導入に向けた準備を進めてまいりました。

しかしながら、今通常国会において法案が成立に至らなかったことは誠に遺憾であり、本医療の提供に際して当事者に混乱をもたらすことのないよう、本会は引き続き、2020 年 12 月に施行された「生殖補助医療法」（正式名称：「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」）第 5 条「医療関係者の責務」に則り、良質かつ適切な医療提供に努めてまいります。

具体的には、特定生殖補助医療を希望するカップルに対し、親となることに伴う課題について正確な情報を提供する体制を一層強化するとともに、出自を知る権利が「こどもの権利」であるという観点から、幼少期よりのアイデンティティ形成を支える「テリング」への相談支援、成長段階に応じた継続的な心理的支援体制の構築、さらに提供精子を用いた体外受精・顕微授精の導入においても慎重かつ誠実に取り組んでまいります。

今後も本会は、各分野の専門家や当事者の方々と協力し、特定生殖補助医療のより良い制度運用に向けて、真摯に取り組んでまいります。